

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和6年3月13日（水） 午後7時45分～午後8時55分
2. 場 所 職員会館大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2024年国民春闘統一要求書」に基づく交渉（2回目）

<交渉内容要旨>

I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
・ 前回の交渉を受けて、何か回答できるものはあるか。	・ 現時点で回答できるものは持ち合わせていないが、本日の交渉も誠意をもって臨みたい。

II. 職員・労働者の生活を守る要求について

組 合	市
・ 要求書では、生計費原則に基づいて賃上げを求めている。アンケート結果でも、生活が苦しいと答えた職員が7割を超えており、昨今の物価高により職員の生活実態は非常に厳しい状況である。 こうした状況を踏まえ、雇用者責任を果たすという立場から、賃上げについて、どのように認識しているのか。 ・ 組合員へのアンケートでは、人員が足りないと答えた職員が8割を超えている。また、仕事を辞めたい・時々辞めたいと思うと答えた職員が5割を超えており、職員がモチベーションを維持して働ける職場体制づくりが必要であると考えているが、どのような認識か。 ・ 定年年齢の引上げに伴い、職員のモチベーションの維持・向上の観点からも、55歳の昇給停止の廃止や、在職40年の職員へのリフレッシュ休暇の付与など、制度の見直しが必要では	・ 現時点で判断できるものはないが、現在の社会情勢は把握しており、こうしたことを踏まえたうえで雇用者責任を果たしていくという姿勢である。 ・ これまでから職場の実態の把握に努めているところである。引き続き協議をしていきたい。 ・ 55歳以降の昇給の仕組みについては、国や他の団体との均衡の観点から困難である。また、リフレッシュ休暇についても拡充は困難である。

ないか。 ・ 産育休の代替には、これまでから正職員の配置を求めている。必要となる部署には、適切にフォローできるような人員体制に努めるということであったが、当局が考える適切なフォローとは何か。 ・ 令和6年度の大規模な機構改革により、自身の配属先がどこの部署になるのか不安を感じている会計年度任用職員もいるが、配属先はいつわかるのか。 ・ 働きながら奨学金を返済する青年層の従業員又はその従業員を雇用する企業に対する奨学金返還支援制度を設けている自治体において、非正規社員や公務員は対象外としているところが多いが、自治体職員も対象とした制度の創設を本市でも検討してはどうか。 ・ 親族死亡休暇について、実態に即したものとして、令和6年度から休暇付与日数が1日の親族については、死亡に伴う行事等のために取得可能となるが、他の付与日数についても、実情に合わせて同様の見直しが必要ではないか。	・ 産休代替の会計年度任用職員の配置や、職場内の応援体制により、他の職員に過度な負担がかからず、安心して育児休業を取得できる体制の整備を行うことと考える。 ・ 正職員等の内示後、なるべく速やかにお知らせする。 ・ 市内の中小企業等に雇用され、奨学金を返還する人を対象とした奨学金返還支援補助を実施しているが、本制度は、市内中小企業等を対象としており、今後、他団体の状況も注視していく。 ・ 取得日数が1日の親族について、令和6年度から見直しを実施するものであり、現状からの更なる見直しは想定していない。
--	--